

第4期八雲町障害福祉計画 (平成27年度～29年度)



平成27年3月
八雲町

「障害」の表記について

本計画において、本計画の名称と人や人の状況を表す場合は「障害」を「障がい」の表記に変更しました。

ただし、法令や固有名称、組織名、現計画名、事業制度等の固有名称等は従前どおりとします。

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1-1 計画策定の趣旨等.....	1
(1) 八雲町における策定経過.....	1
(2) 国の動き.....	2
(3) 策定の趣旨.....	2
1-2 計画の位置付けと期間.....	3
(1) 計画の位置づけ.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 計画の対象者.....	4
1-3 計画の策定体制.....	4
第2章 基本的な方向.....	5
2-1 基本理念.....	5
2-2 基本的な考え方.....	6
(1) 相談支援体制のさらなる充実.....	6
(2) 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備.....	6
(3) 就労支援体制の強化.....	7
(4) 障がい児支援体制の充実.....	7
(5) PDCAサイクルの導入.....	7
2-3 平成29年度の成果目標.....	9
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	9
(2) 福祉施設から一般就労への移行目標.....	9
(3) 地域生活支援拠点の整備.....	10
第3章 サービスの見込み量等.....	11
3-1 障害者総合支援法の概要.....	11
(1) 基本理念.....	12
(2) 障がい者の範囲の見直し.....	12
(3) 障害支援区分の創設.....	12
(4) 障がい者に対する支援の見直し.....	14
(5) サービス基盤の計画的整備.....	14

(6) 給付・事業の内容.....	15
3-2 障害福祉サービス提供状況（実績）.....	16
(1) 日中活動系サービス.....	16
(2) 居住系サービス.....	19
(3) 訪問系サービス.....	20
(4) 相談支援等.....	21
(5) 地域生活支援事業.....	21
3-3 サービスの見込み量と確保のための方策.....	24
(1) 日中活動系サービス.....	24
(2) 居住系サービス.....	33
(3) 訪問系サービス.....	35
(4) 相談支援.....	37
(5) 障がい児通所支援.....	39
(6) 自立支援医療.....	40
(7) 補装具費.....	40
(8) 地域生活支援事業（市町村事業）.....	41
第4章 円滑な推進に向けた方策.....	46
4-1 適切な障害支援区分認定の実施.....	46
4-2 低所得者に配慮した応能負担の仕組みづくり.....	46
4-3 地域自立支援協議会等の円滑な運営.....	46
4-4 計画の進行管理・評価.....	47

第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨等

(1) 八雲町における策定経過

国は、平成18年度に、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう支援することを目的とした「障害者自立支援法」を施行しました。法律では、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がいごとに別々の法制度に基づいて実施されていた福祉サービスを一元化し、その提供主体を市町村としました。

この法律に基づいて八雲町でも平成18年度に「第1期八雲町障害福祉計画」を、平成20年度に第1期の実績を踏まえ「第2期八雲町障害福祉計画」を、平成23年度にはつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として「第3期八雲町障害福祉計画」を作成し、障害福祉サービスの提供に努めてきました。

つなぎ法とは

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」

平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、制度改革に向けて精力的な検討が行なわれ、自立支援法を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することを目指していました。

当時示されていた障害者総合福祉法の施行時期は平成25年の8月であり、議論が長期化することが予想されたので、議論期間中のつなぎとして、自立支援法を改正する必要性が指摘されたことにより、平成22年12月、障害者自立支援法等の改正が公布されました。

これが「つなぎ法」と呼ばれる法律で、平成22年（2010年）12月から段階的に施行されました。

(2) 国の動き

現行計画である「第3期八雲町障害福祉計画」の策定は、国における制度改革の動きと同時並行で進められました。このため、計画策定後に多くの関係法令が可決・成立されることとなりました。

名 称	時 期
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (※「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ)	平成24年6月成立 平成25年4月施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	平成24年6月成立 平成25年4月施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25年6月成立 平成28年4月施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	平成25年6月成立 平成28年4月施行
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律	平成25年6月成立 平成28年4月施行

平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、国における障がい者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画」(第3次)が平成25年9月に策定されました。また、平成25年12月には「障害者の権利に関する条約」が国会において批准され、平成26年1月に国連事務局に承認されました。「第4期八雲町障害福祉計画」の策定は上記の動向を踏まえていくことが求められます。

(3) 策定の趣旨

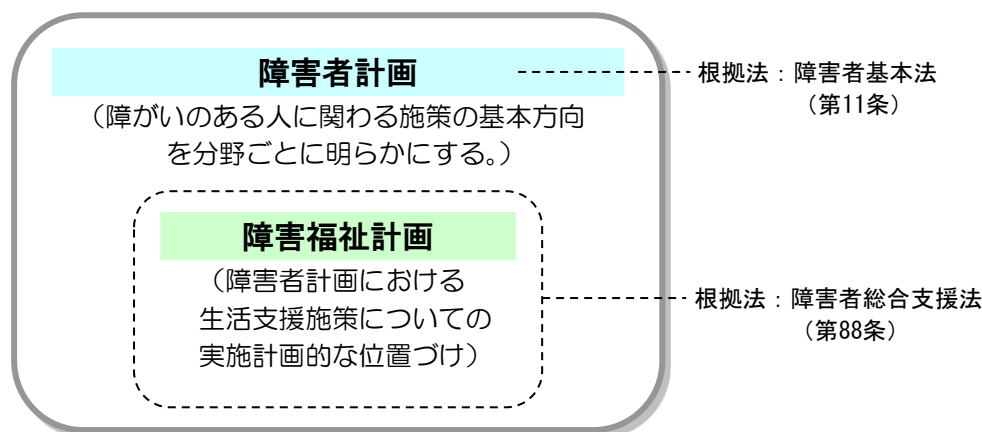
「第3期八雲町障害福祉計画」が平成26年度で計画期間が終了します。

国における動向、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、障がいのある人も障がいのない人もだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指す上での今後の障害福祉サービス提供の基本方向を示すものとして、障害者総合支援法に基づく「第4期八雲町障害福祉計画」を策定します。

1-2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

「第4期八雲町障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、八雲町における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。



(2) 計画の期間

「第4期八雲町障害福祉計画」の期間は、障害者総合支援法の規定により平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

「障害者計画」と「障害福祉計画」の対象期間

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
障害者計画	第1次	第2次障害者計画					第3次障害者計画					
障害福祉計画	第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			

(3) 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されたことを踏まえ、

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）

・難病患者など、その他心身の機能に障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。

なお、社会的障壁とは、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。

1-3 計画の策定体制

計画は、障がいのある人へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査などを通じて、障がいのある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障がい者施策への意識等を把握するとともに、住民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される協議会・委員会等において、計画について協議し策定します。

第2章 基本的な方向

2-1 基本理念

「八雲町障害者計画」では「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」の実現を計画の基本理念に定め、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に障がいのある人の参加を促進するとともに、町民・ボランティア・企業等・地域・行政のそれぞれが主体となって、障がいのある人の自立への意欲を可能な限り支援することで、「人」として豊かに“共に生きる”まち（共生のまちづくり）を進めています。

本計画においても、障害者計画の基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

■ 基本理念 ■

差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち

安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち

社会の一員として自立し成長できるまち

“人”として豊かに“共に生きる”まち

2-2 基本的な考え方

(1) 相談支援体制のさらなる充実

サービス等利用計画の作成について、平成26年度中に利用者全員の作成が求められています。多くの市町村では、重度障がいのある人など必要な人については計画の作成が進んでいますが、全員分の作成までには相談支援スタッフの確保難等により及んでいないのが実情です。

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針では、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援の実施体制の充実が引き続き求められています。八雲町においても八雲町障害者指定特定相談支援事業所を中心に体制の充実を図ります。

(2) 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

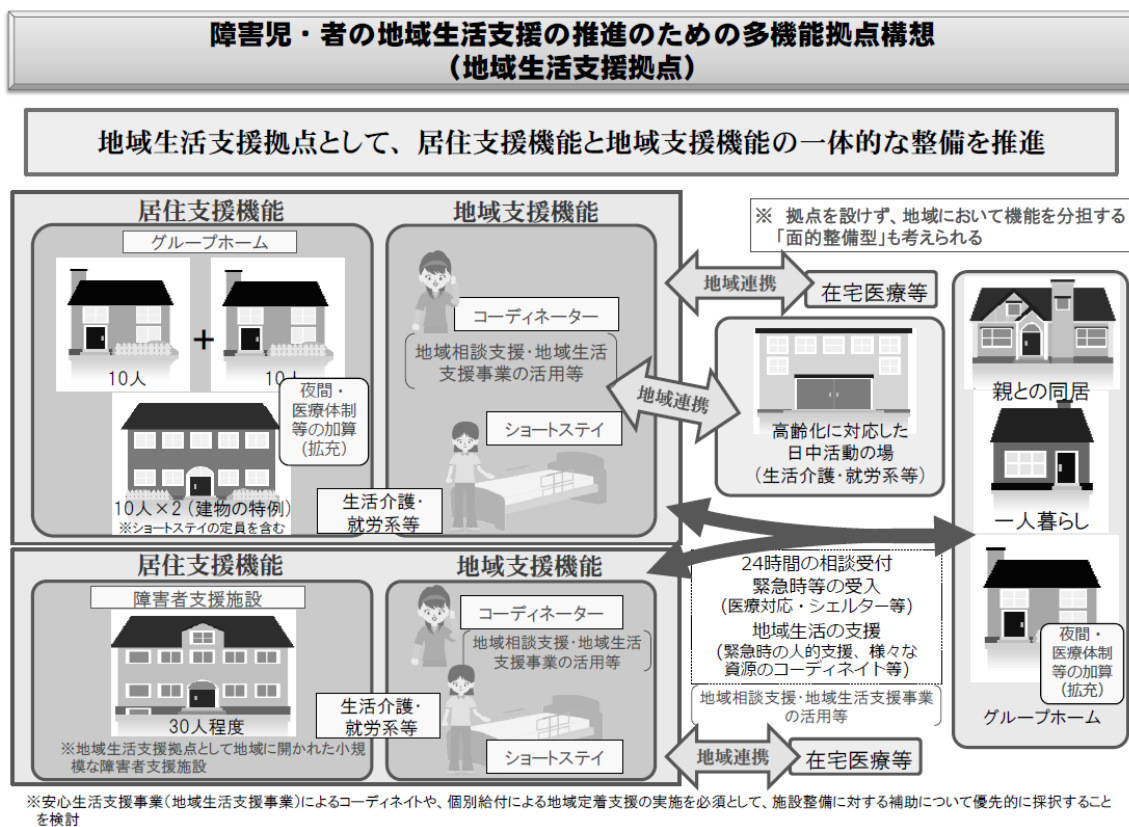
国の基本指針の成果目標として、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられます。

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより進めていくことが必要です。

また、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられました。

今後の北海道からの実施方法や整備方法に関する情報提供を受けながら、圏域で一つを整備することを目指します。

◆地域生活支援拠点のイメージ（障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日）



(3) 就労支援体制の強化

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針の成果目標「福祉施設から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。

これに対して、日中活動系事業所への利用意向が生活支援と就労継続支援(B型)に集中する現状にある中で、利用者や利用する前の段階の本人と家族に、いかに一般就労への動機付けを図っていくかが課題となります。

また、一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていく必要があります。障害者就業・生活支援センター等と力を合わせ、就労支援体制の充実を図ります。

(4) 障がい児支援体制の充実

第3期八雲町障害福祉計画の策定時においては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへ位置づけが改められました。

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針では、児童福祉法に定めるサービス、障害児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障害福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うこととなります。

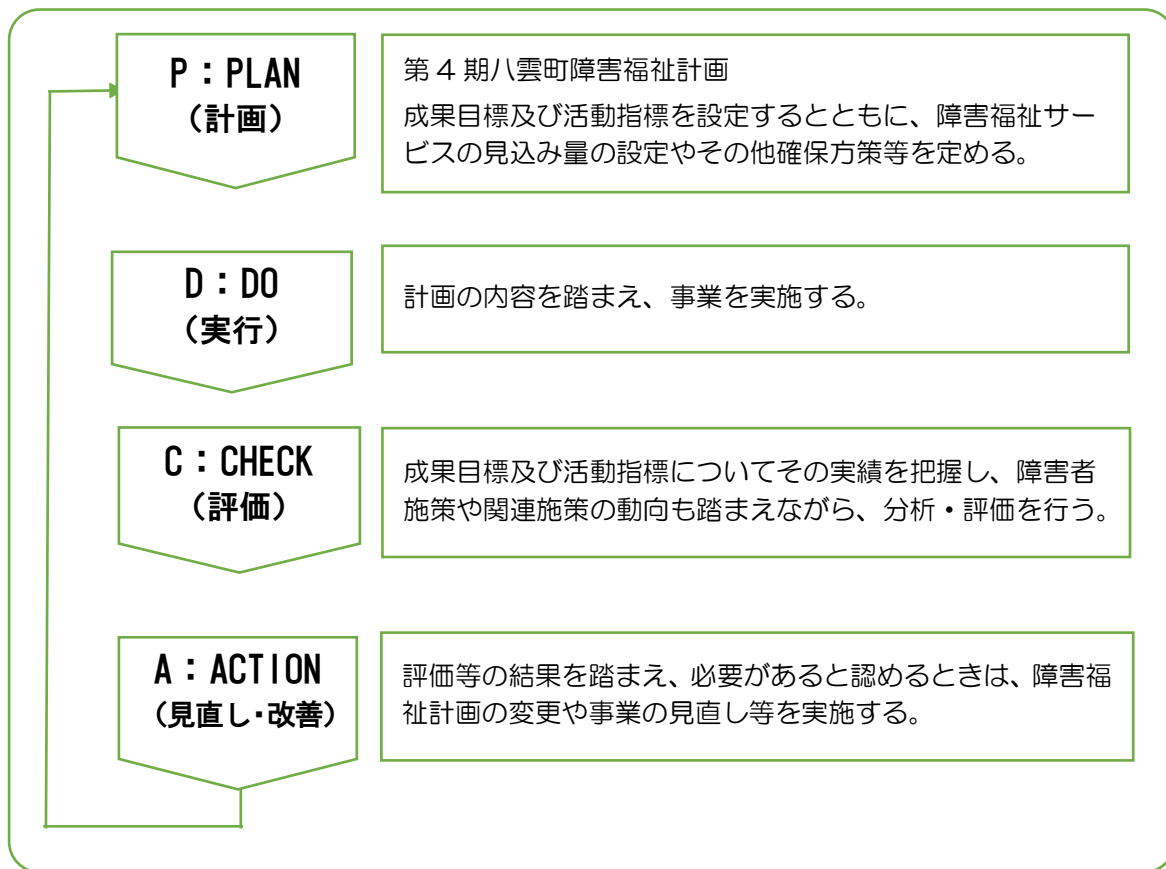
八雲町においても、庁内連携の下に障がい児支援体制について充実・強化を図ります。

(5) PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法では、障害福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、定期的に計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、協議会・委員会等において計画変更の必要性について図ることとします。

PDCAサイクルのプロセス



2-3 平成29年度の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
入所者数(人)	50人	平成26年3月31日の施設入所者数
目標年度(H29年度)の地域生活移行者数(人)	1人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち、平成29年度末において12%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度の(H29年度)の減少見込数(人)	1人	平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者から4%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

1) 一般就労移行者数

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数(人)	3人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(H29年度)の年間一般就労移行者数(人)	6人	目標値設定に関する考え方
		H24年度の2倍
		備考 平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定

※平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

2) 就労移行支援事業所利用者数

項目	数値	備考
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	1人	平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数
平成29年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	2人	平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成25年度利用者数から6割以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

(3) 地域生活支援拠点の整備

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備		今後の北海道からの情報提供を受け、圏域での整備を検討

第3章 サービスの見込み量等

3-1 障害者総合支援法の概要

障害者基本法の改正や障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて審議されてきた「障害者総合支援法」が、障害者自立支援法に代わるものとして、平成24年6月27日に公布されました。

障害者総合支援法の概要は次の表のとおりです。

【障害者総合支援法の概要】

1. 法律名	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする
2. 基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること
3. 障がい者の範囲	「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える
4. 障害支援区分の創設	「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める
5. 障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大 ④ 地域生活支援事業の追加
6. サービス基盤の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
施行期日	平成25年4月1日 (ただし、4.及び5.①～③については平成26年4月1日)

(1) 基本理念

平成23年の障害者基本法の改正も踏まえ、障害者総合支援法に基本理念が創設されました。「自立」という表現に変わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、社会で生活する一人の人間として尊重し、障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業による支援、その他社会で生活するための必要な支援を総合的に計画的に行うことが明記されました。

(2) 障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病患者等が含まれることになりました。制度の対象となる対象疾患については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた疾患を対象としており、今後、医療助成の対象範囲に係る検討等を踏まえて、見直しを行うことになっています。

(3) 障害支援区分の創設

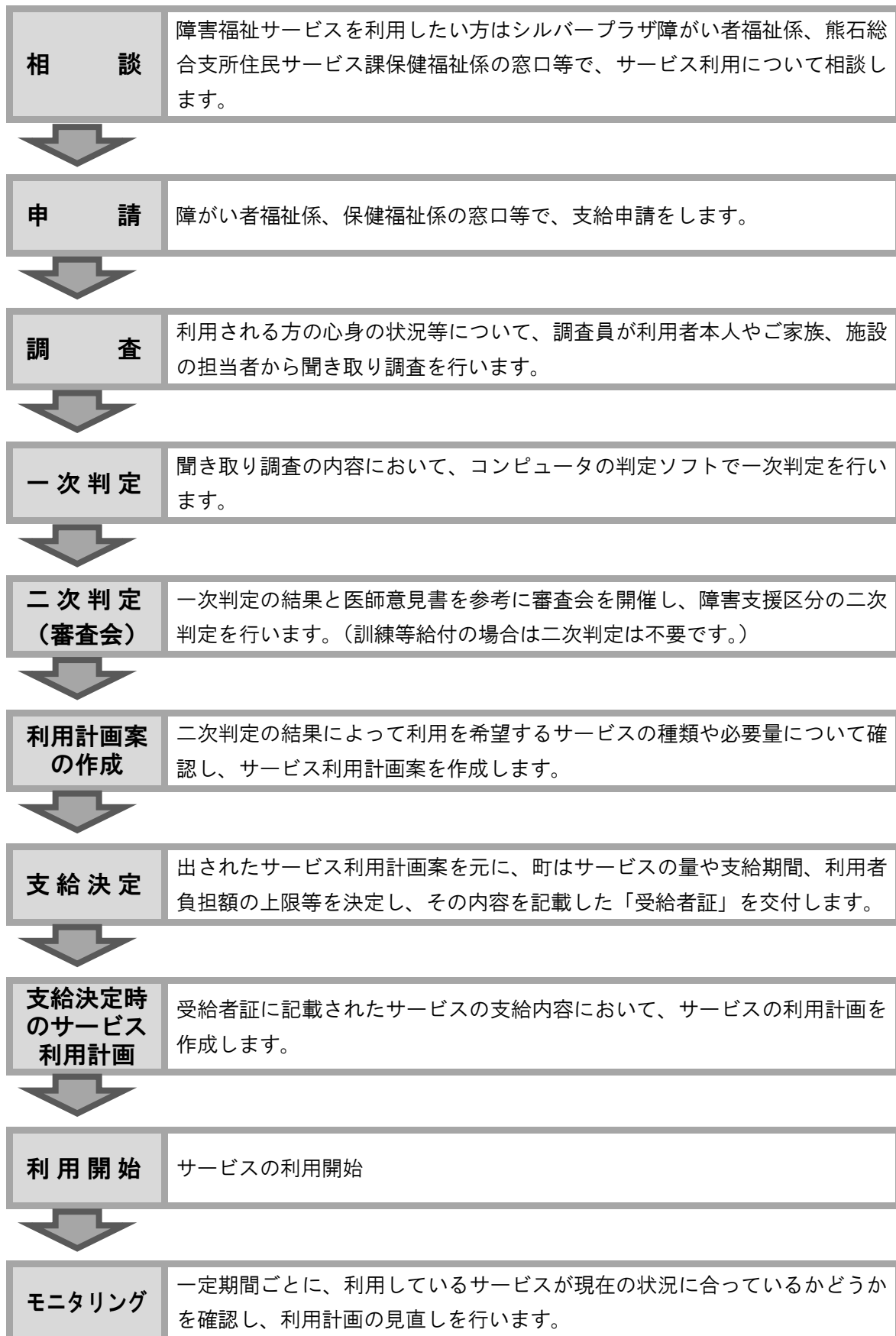
従来「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映されていないという指摘がありました。

「障害程度区分」（程度区分）（障がい者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障がい者等の心身の状態を総合的に示すもの）の内容を見直し、平成26年4月から、「障害支援区分」（支援区分）（障がい者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの）と名称も改められました。

支援区分は、コンピュータによる判定（一次判定）と審査会による判定（二次判定）の二段階で確定する仕組みになっていますが、今回の支援区分への変更は、一次判定に関する見直しを中心で、コンピュータ判定式の変更や項目の変更などが行われました。

支援区分の認定については、平成26年4月から申請のあった人（基本的には区分の更新時期を迎えた人）から順次実施されています。

障害福祉サービスの申請から利用までの概略



(4) 障がい者に対する支援の見直し

1) 重度訪問介護の対象拡大

平成26年4月から、従来の対象者である身体障がい者に加えて、知的障がい者・精神障がい者も対象となりました。

2) ケアホームのグループホームへの一元化

障がい者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されました。

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を提供することとなり、グループホームで生活していた人が高齢化や症状の悪化などで介護が必要になっても、一定の介助があれば生活できる人は、引き続きグループホームで生活ができるようになりました。

また、介護サービスを外部に委託することも可能になりました。

3) 地域移行支援の対象拡大

この制度は障害者支援施設に入所している障がい者、また精神科病院に入院している精神障がい者を対象にしていました。今回の改正では、加えてその他にも重点的な支援を必要とする人として対象を拡大することになりました。

例えば、矯正施設から出所する障がい者などです。

4) 地域生活支援事業の追加

市町村の地域生活支援事業に次の4事業が必須として追加されました。

- ◆ 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ◆ 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ◆ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ◆ 意思疎通支援を行う人の養成

(5) サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項に「サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」が加えられたほか、基本指針や障害福祉計画について、PDCA サイクルにそって定期的な検証と見直しを法定化するなど、サービス提供体制を計画的に整備するための規定が設けられました。

また、自立支援協議会の名称については、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画が明確化されました。

(6) 給付・事業の内容

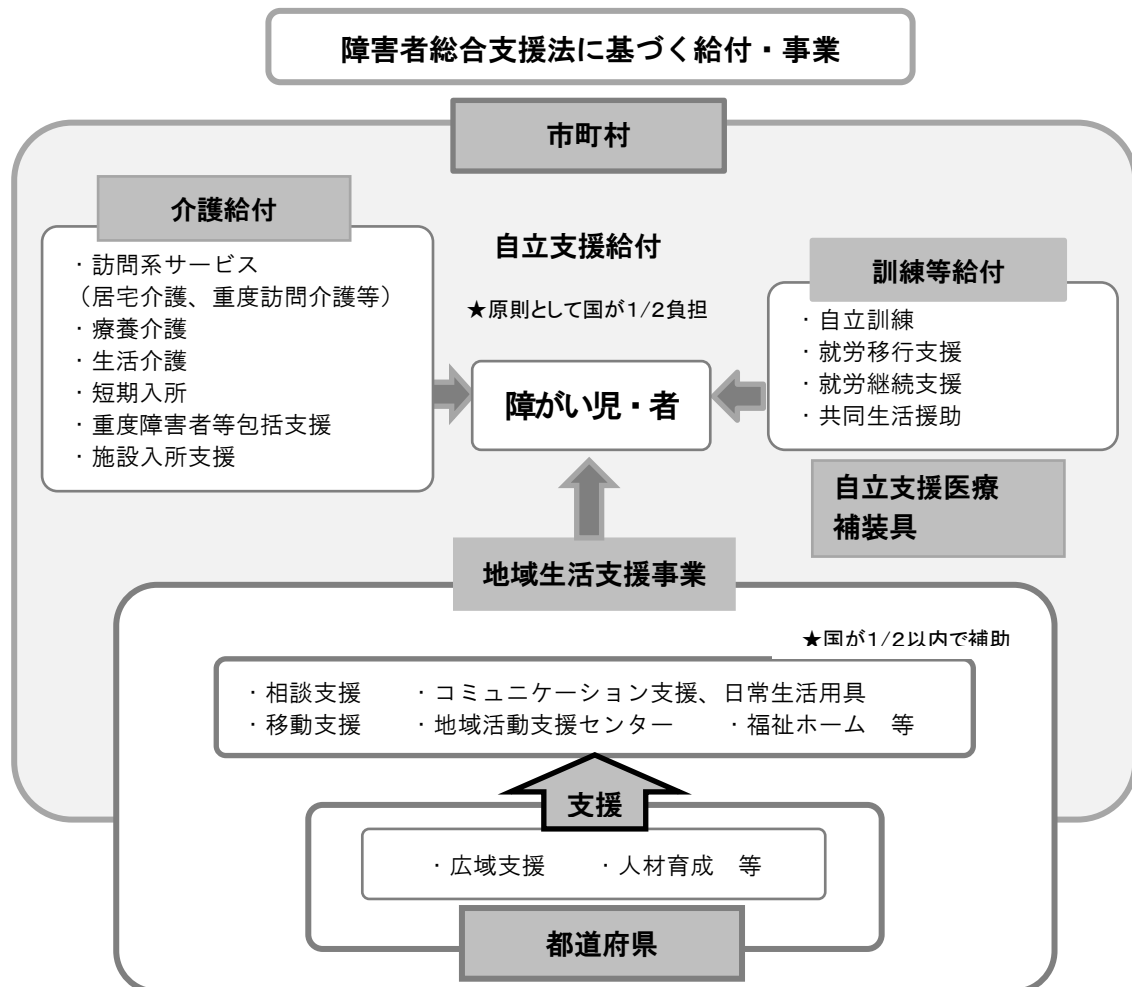
サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

入所施設のサービスは、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせる利用することができます。



資料：厚生労働省「地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」

3-2 障害福祉サービス提供状況（実績）

(1) 日中活動系サービス

介護給付の中で、生活介護と療養介護は計画以上の利用でしたが、短期入所は半数の利用でした。

訓練等給付については、就労継続支援（B）は計画値以上の利用でしたが、他はサービス提供体制の整備の問題もあり、低くなっているかサービス利用なしとなっています。

1) 療養介護：介護給付

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	7	7	7
		実績	7	8	8
達成率		(%)	100.0	114.3	114.3

2) 生活介護：介護給付

常に介護を必要とする人に、地域や施設で安定した生活を営むことができるよう、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	56	46	39
		実績	62	56	55
達成率		(%)	110.7	121.7	141.0
利用量	(人日/月)	計画	1,232	1,012	858
		実績	1,406	1,234	1,185
達成率		(%)	114.1	121.9	138.1

3) 自立訓練（機能訓練）：訓練等給付

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	1	2	3
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0
利用量	(人日/月)	計画	22	44	66
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0

4) 自立訓練（生活訓練）：訓練等給付

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談支援を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	5	7
		実績	0	0	1
達成率		(%)	0.0	0.0	14.3
利用量	(人日/月)	計画	44	110	154
		実績	0	0	21
達成率		(%)	0.0	0.0	13.6

5) 就労移行支援：訓練等給付

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	4	5	7
		実績	0	0	1
達成率		(%)	0.0	0.0	14.3
利用量	(人日/月)	計画	88	110	154
		実績	0	0	21
達成率		(%)	0.0	0.0	13.6

6) 就労継続支援（A型）：訓練等給付

一般企業等での就労が困難な人（雇用契約に基づき継続的に就労が可能な人）に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	4	6
		実績	1	1	1
達成率		(%)	50.0	25.0	16.7
利用量	(人日/月)	計画	44	88	132
		実績	23	21	22
達成率		(%)	52.3	23.9	16.7

7) 就労継続支援（B型）：訓練等給付

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	38	41	46
		実績	39	51	52
達成率		(%)	102.6	124.4	113.0
利用量	(人日/月)	計画	836	902	1,012
		実績	800	999	1,014
達成率		(%)	95.7	110.8	100.2

8) 短期入所：介護給付

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	2	2
		実績	0	0	1
達成率		(%)	0.0	0.0	50
利用量	(人日/月)	計画	14	14	14
		実績	0	0	7
達成率		(%)	0.0	0.0	50.0

(2) 居住系サービス

グループホームの実績は、グループホームの新たな整備もあって大きく伸びています。しかし、平成26年度は、計画値が大きく、達成率は低くなっています。

施設入所支援はほぼ計画通りの利用でした。

1) 共同生活援助（グループホーム）：訓練等給付

2) 共同生活介護（ケアホーム）：介護給付

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、また入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

単位：人/月

区 分	年度	H24	H25	H26
共同生活援助	実績	12	15	39
共同生活介護	実績	21	24	
合 計	計画	32	40	54
	実績	33	39	39
達 成 率	(%)	103.1	97.5	72.2

3) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位：人/月

区 分	年度	H24	H25	H26
施設入所支援	計画	59	53	49
	実績	59	53	50
達 成 率	(%)	100.0	100.0	102.0

(3) 訪問系サービス

主に居宅介護（ホームヘルプ）であり、利用者も利用量も大きく伸びています。

1) 居宅介護（ホームヘルプ）：介護給付

自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	12	13	14
		実績	13	15	18
達成率		(%)	108.3	115.4	128.6
利用量	(時間/月)	計画	144	156	168
		実績	179.25	192.5	247.75
達成率		(%)	124.5	123.4	147.5

2) 同行援護：介護給付

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	3	4
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0
利用量	(時間/月)	計画	8	12	16
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0

(4) 相談支援等

平成26年4月1日、八雲町指定特定相談支援事業所を開設し、相談支援の提供体制の整備を図り、基本相談支援とあわせて計画相談支援を行いました。

1) 計画相談支援

障害福祉サービス等の申請にかかわる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	8	16
		実績	0	0	8
達成率		(%)	0.0	0.0	50.0

(5) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業については、ほぼすべての種目について、計画値を大きく超える利用がありました。

移動支援事業、地域活動支援センター事業については、計画値より低い利用でした。

1) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助を行う。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
箇所数	(箇所)	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
達成率		(%)	100.0	100.0	100.0

2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に意思疎通の仲介を図るために、手話通訳や要約筆記などを行う人の派遣などを行います。

手話通訳者派遣事業	単位	年度	H24	H25	H26
実利用者数	(人/年)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0
派遣手話通訳者人数	(人/年)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0.0	0.0	0.0

3) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人などに対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

種目	単位	年度	H24	H25	H26
介護訓練 支援用具	(件/年)	計画	2	2	2
		実績	4	6	18
達成率		(%)	200.0	300.0	900.0
自立生活 支援用具	(件/年)	計画	2	2	2
		実績	3	9	3
達成率		(%)	150.0	450.0	150.0
在宅療養等 支援用具	(件/年)	計画	2	2	2
		実績	4	2	3
達成率		(%)	200.0	100.0	150.0
情報・意思疎通 支援用具	(件/年)	計画	3	3	3
		実績	2	8	8
達成率		(%)	66.7	266.7	266.7
排泄管理 支援用具	(件/年)	計画	327	327	327
		実績	401	325	302
達成率		(%)	122.6	99.4	92.4
住宅改修費	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	1	2	3
達成率		(%)	100.0	200.0	300.0

4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。

区分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/年)	計画	5	5	5
		実績	3	0	0
達成率		(%)	60.0	0.0	0.0
延利用時間数	(時間/年)	計画	132	132	132
		実績	13	0	0
達成率		(%)	9.8	0.0	0.0

5) 地域活動支援センター事業

一般就労が難しい障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等のサービスを提供します。

区 分	単 位	年 度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計 画	25	25	36
		実 績	19	19	19
達成率		(%)	76.0	76.0	52.8

6) 自動車改造助成事業

障がい者自らが所有し運転する自動車の一部を改造する費用を助成することによって、社会参加を促進します。

区 分	単 位	年 度	H24	H25	H26
実利用者数	(人/年)	計 画	2	2	3
		実 績	0	1	0
達成率		(%)	0.0	50.0	0.0

3-3 サービスの見込み量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービス

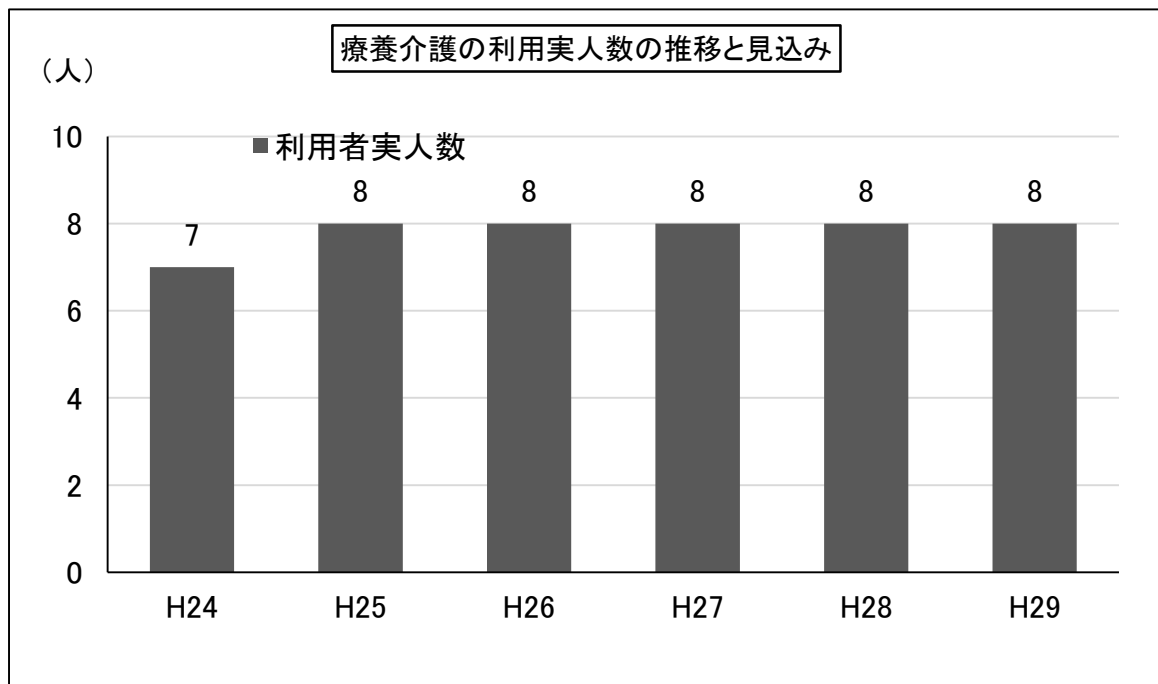
サービス種別		単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1	療養介護	利用者数(人)	8人	8人	8人
2	生活介護	利用者数(人)	53人	53人	53人
		利用量(人日/月)	1,113人日	1,113人日	1,113人日
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1人	2人	3人
		利用量(人日/月)	21人日	42人日	63人日
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	2人	3人	4人
		利用量(人日/月)	42人日	63人日	84人日
5	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	30人日	30人日	30人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	1人	1人	2人
		利用量(人日/月)	21人日	21人日	42人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	21人日	21人日	21人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	53人	58人	63人
		利用量(人日/月)	1,113人日	1,218人日	1,323人日
9	短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	7人日	7人日	7人日
合 計		利用者数(人)	121人	128人	136人
		利用量(人日/月)	2,368人日	2,515人日	2,683人日

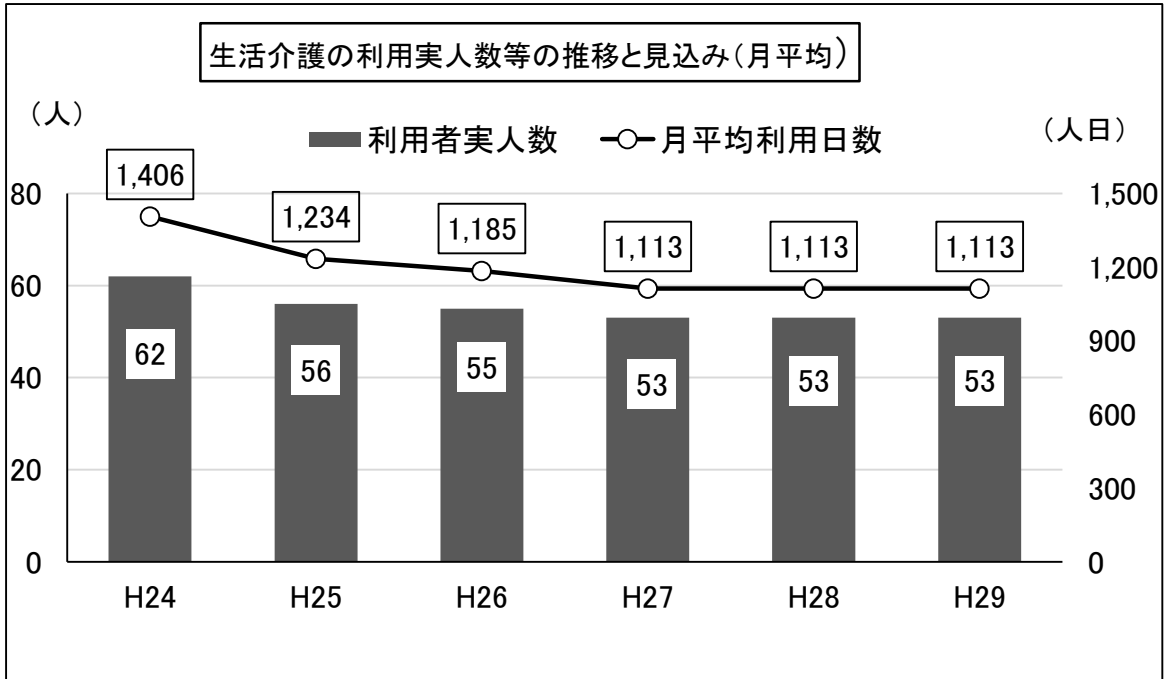
1) 療養介護

主な対象者	実施内容
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ① ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で、区分5以上の人	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をいたします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します

2) 生活介護

主な対象者	実施内容
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が支援な人で、 ① 区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上 ② 50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。





【確保のための方策】

生活介護については、施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、また地域における新規事業者の参入も促進しながら、道等とも連携し、当該サービスの実施を促進していきます。

療養介護については、国立病院機構八雲病院の利用者を見込み、当該サービスの実施を進めていきます。

3) 自立訓練（機能訓練）

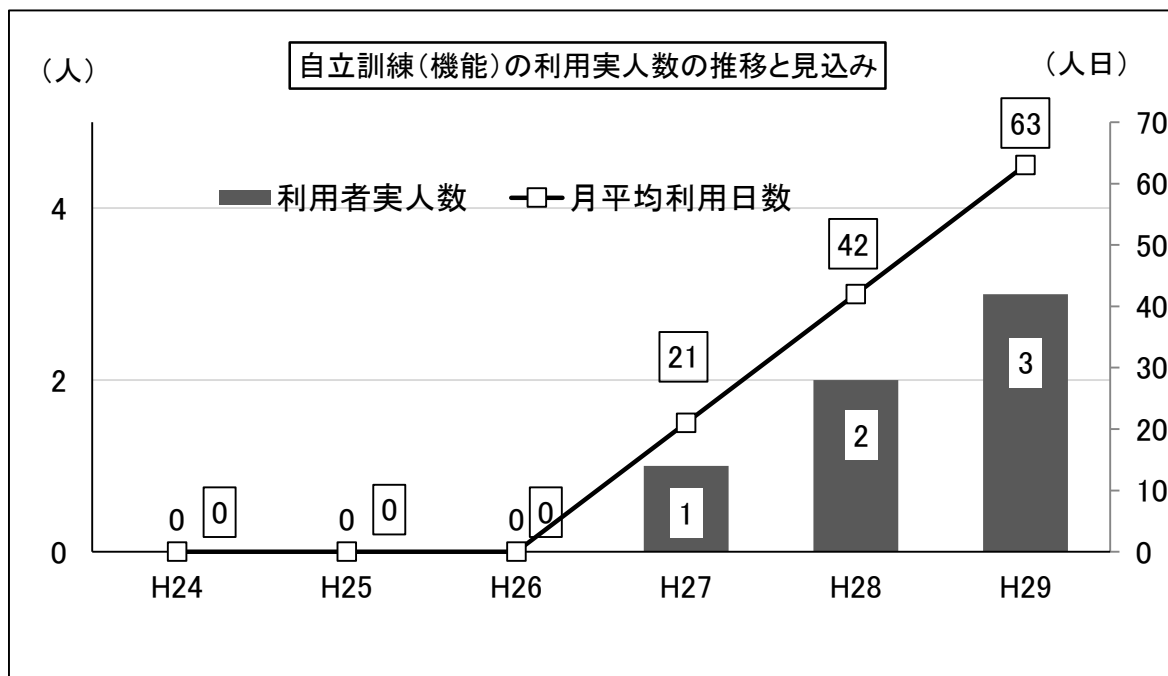
主な対象者	実施内容
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

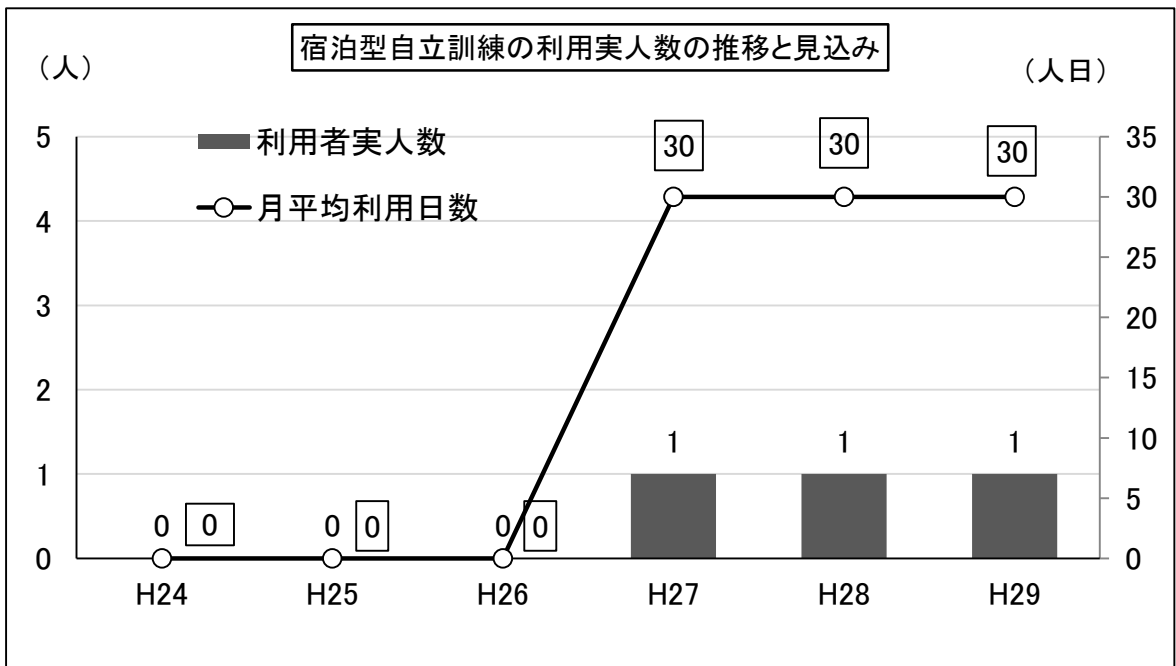
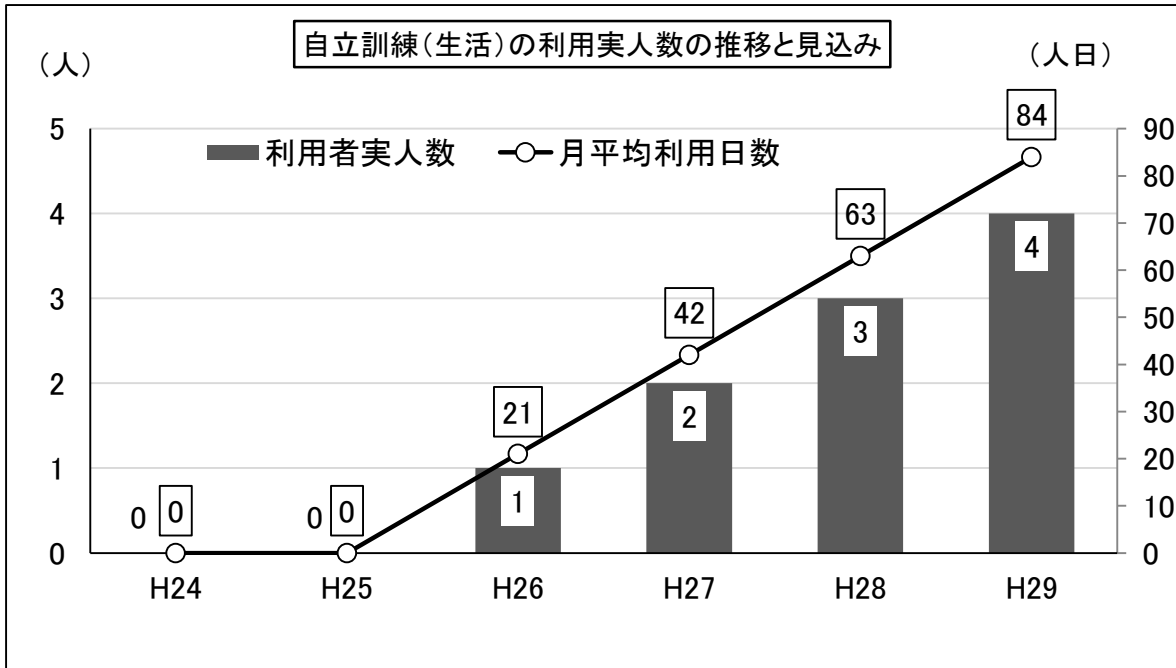
4) 自立訓練（生活訓練）

主な対象者	実施内容
<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</p> <p>① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。</p>

5) 宿泊型自立訓練

主な対象者	実施内容
<p>自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</p>	<p>居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p>





【確保のための方策】

町内の実施事業所の新規参入も含め、当該サービスを実施することを積極的に促進していきます。

また、複数の事業を組み合わせ、柔軟に運営する「多機能型」の事業運営も可能であることから、今後は、八雲町においても「多機能型」施設運営の支援に努めていきます。

6) 就労移行支援

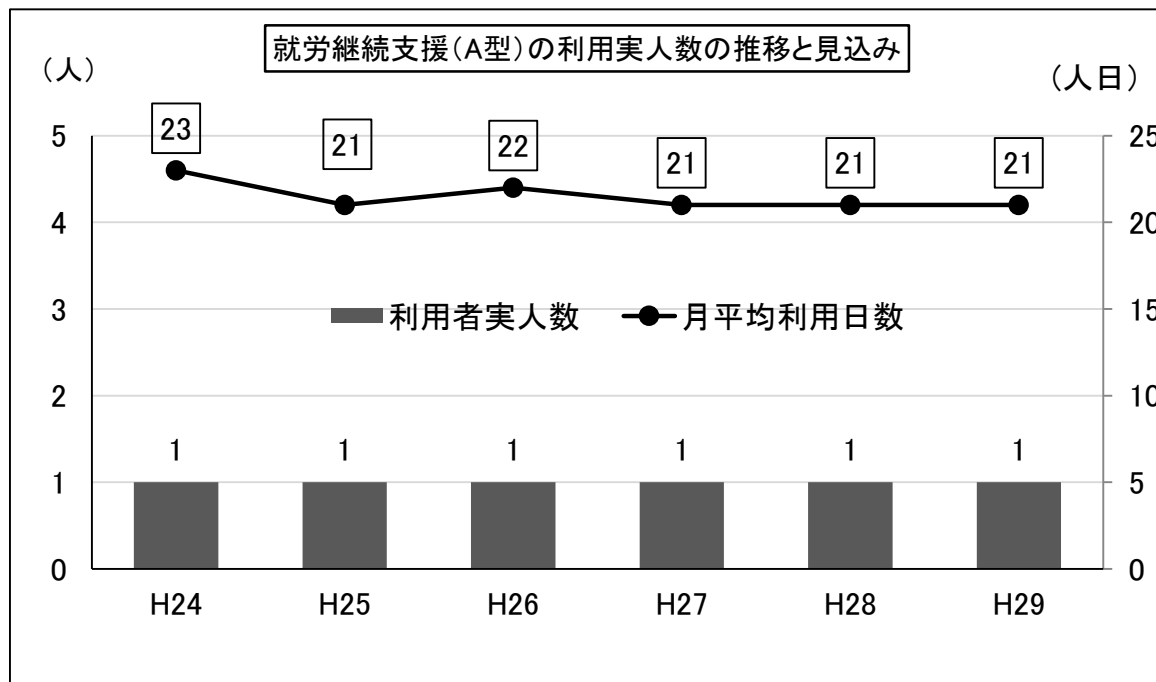
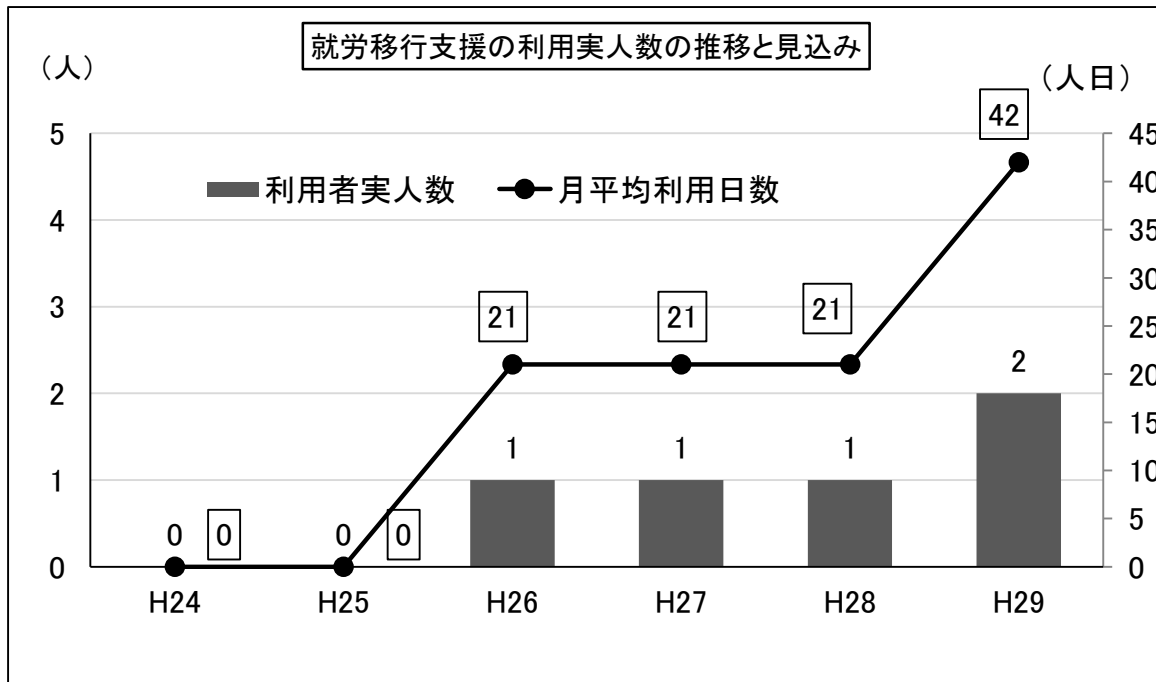
主な対象者	実施内容
就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

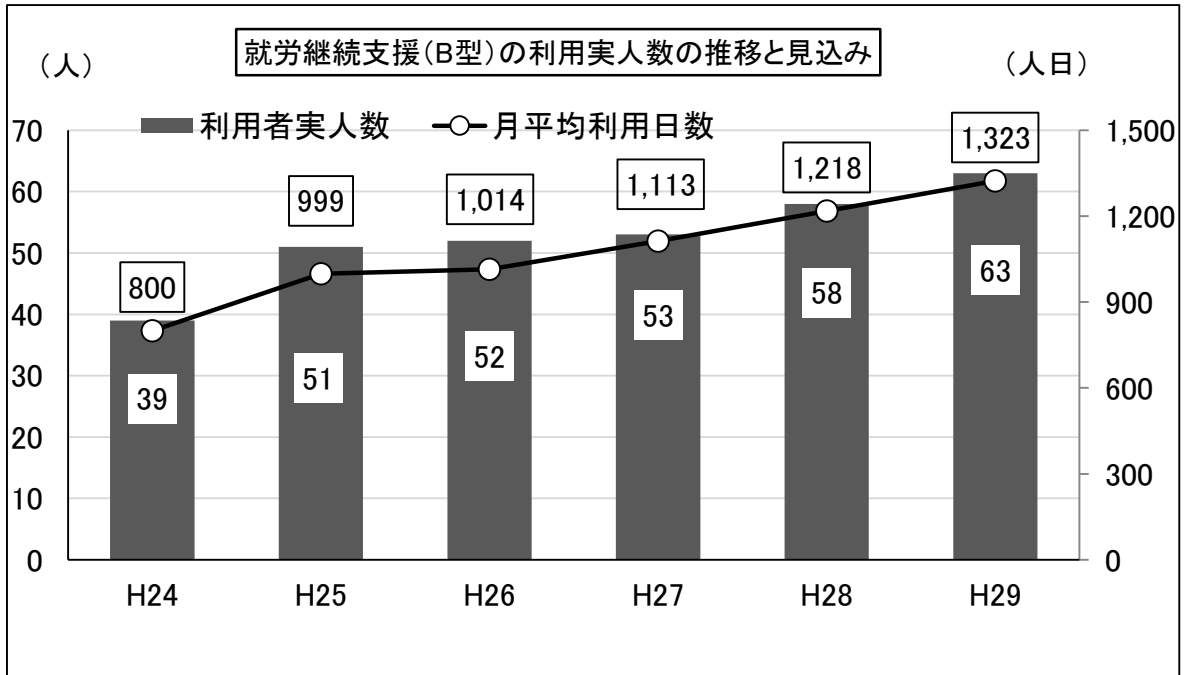
7) 就労継続支援（A型）

主な対象者	実施内容
<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）</p> <p>① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

8) 就労継続支援（B型）

主な対象者	実施内容
<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>② 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人</p> <p>③ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者</p>	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。





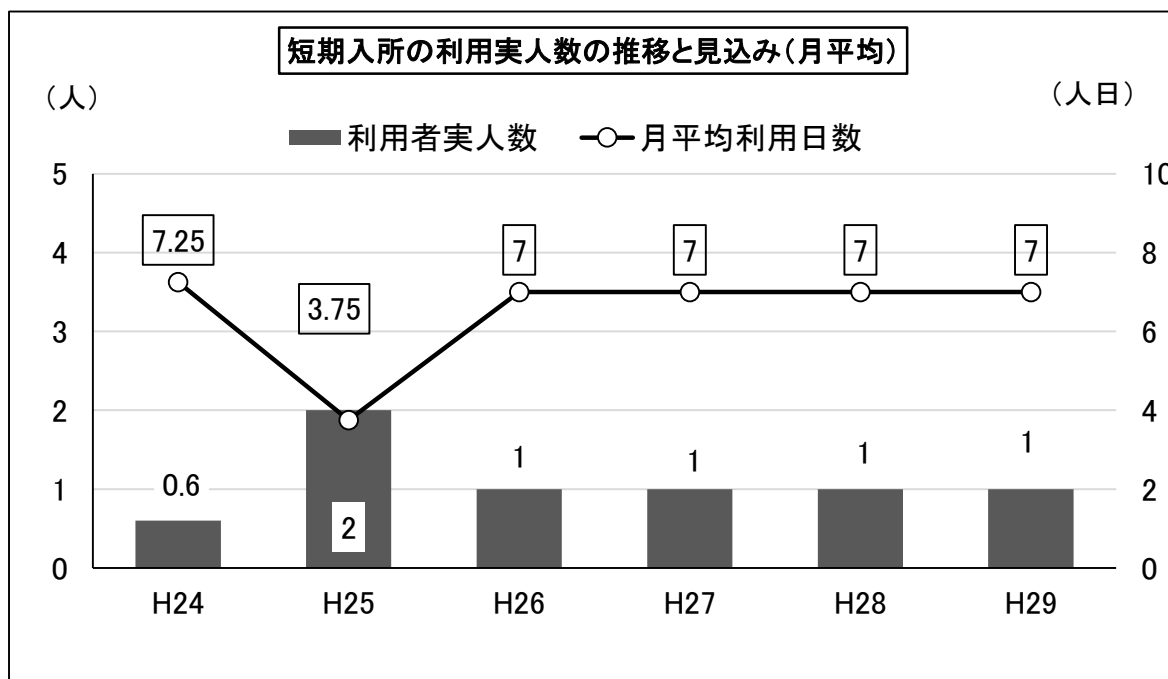
【確保のための方策】

就労継続支援については、町内に就労継続支援B型事業所が開設されたこと等に伴い、利用時間、人数ともに伸びていますが、B型（非雇用型）の次の段階であるA型（雇用型）の事業所が少なく（町内は0か所）、一般企業への就労に結びついていない課題があります。

また、就労支援においては、利用者に支払う工賃のアップも一つの目標であり、そのためには安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていくとともに、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等についても、調達方針を策定するとともに優先調達の機会の拡大に努めていきます。

9) 短期入所

主な対象者	実施内容
居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人	障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。



【確保のための方策】

重度心身障がい者等常時医療的ケアが必要な障がい者や、精神障がい者の短期入所サービス等、在宅移行の進展や需要の拡大に対応できる提供体制の確保を促進していきます。

(2) 居住系サービス

【サービス見込量】

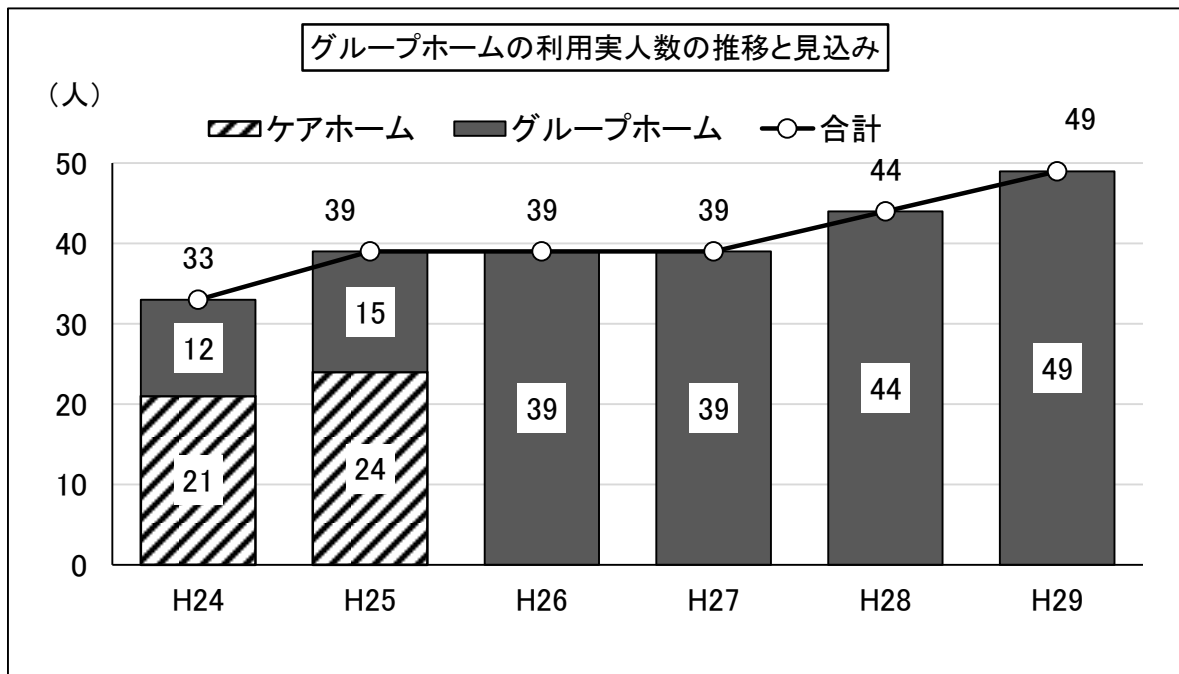
サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1 共同生活援助	利用者数(人)	39人	44人	49人
2 施設入所支援	利用者数(人)	49人	48人	46人
合計	利用者数(人)	88人	92人	95人

【整備見込量】

サービス種別	単位	25年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
共同生活援助	定員数(人)	14人	20人	20人	30人

1) 共同生活援助（グループホーム）

主な対象者	実施内容
身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

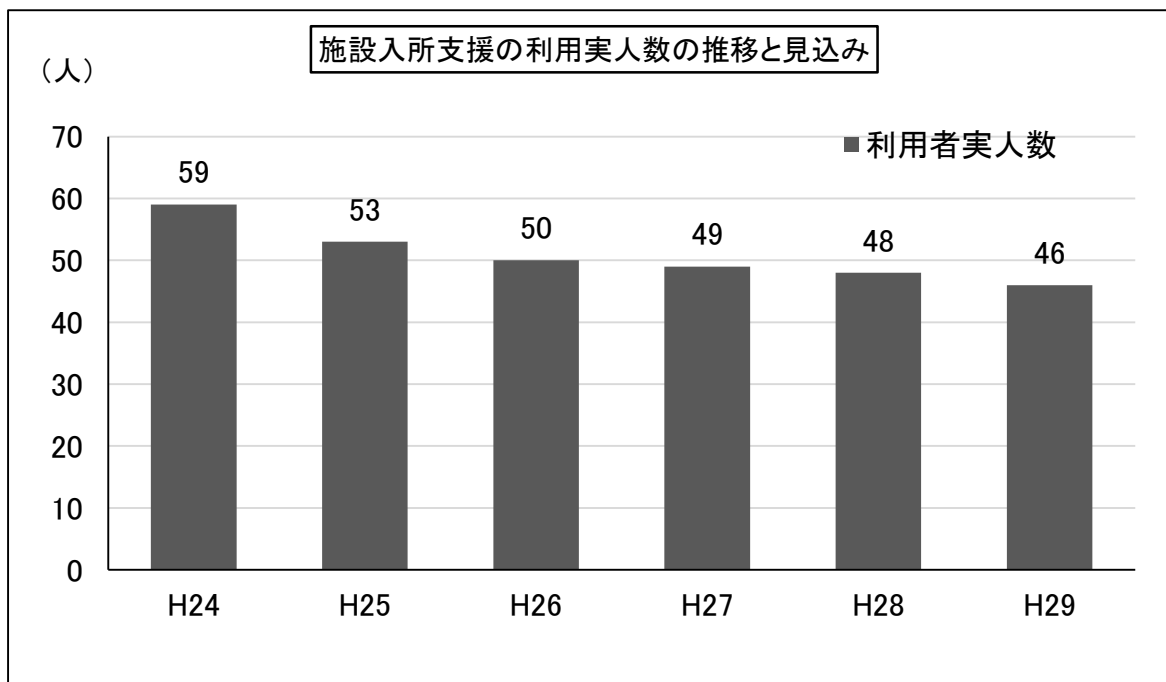


【確保のための方策】

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行等による利用の伸びが想定されるため、町内のグループホームの拡充等を積極的に促進していきます。

2) 施設入所支援

主な対象者	実施内容
① 生活介護利用者のうち、区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人	施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。



【確保のための方策】

施設入所支援については、今後も、現在入所している方々が円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がい者の状況を勘案し支援します。

(3) 訪問系サービス

サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	260時間	299時間	338時間
	利用者数(人)	20人	23人	26人

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

主な対象者	実施内容
区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

2) 重度訪問介護

主な対象者	実施内容
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4以上） 重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

3) 同行援護

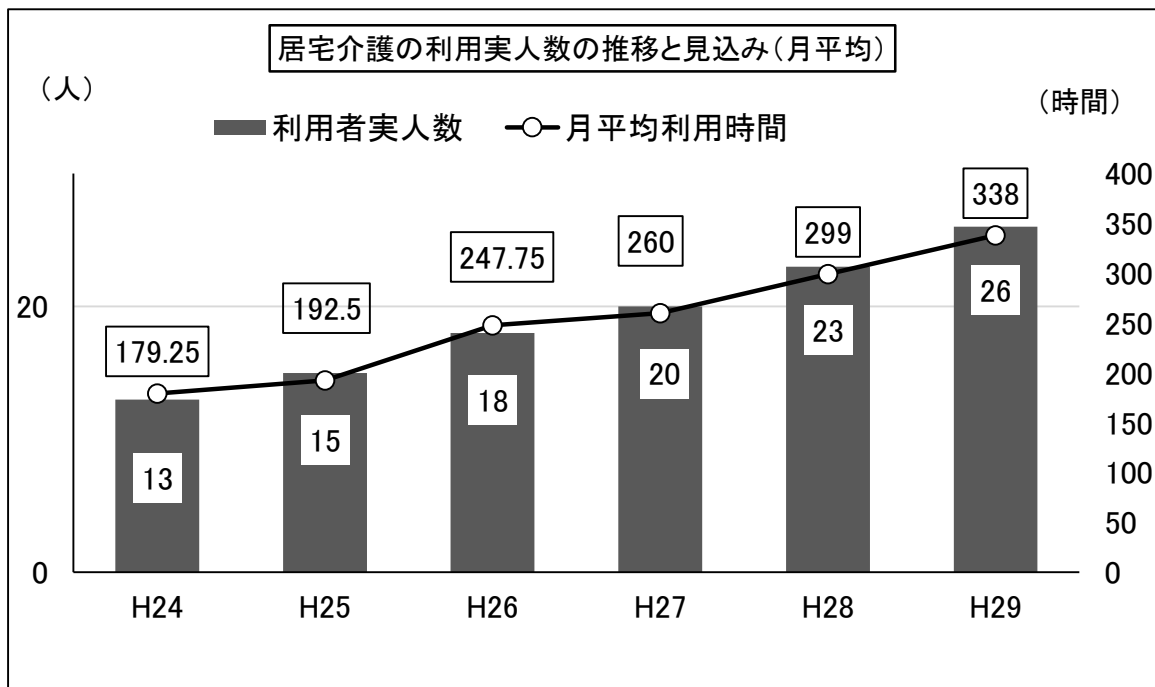
主な対象者	実施内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

4) 行動援護

主な対象者	実施内容
知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（区分3以上）で、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である人	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

5) 重度障害者等包括支援

主な対象者	実施内容
常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人 ① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ② 区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である人	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。



【確保のための方策】

現在は、居宅介護の利用のみですが、今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行等により、利用の伸びや重度者への対応が想定されるため、道等と連携しながら、既存事業所のヘルパー人員の確保や、新規事業者の参入を促進していきます。

(4) 相談支援

区 分	単 位	27 年度(見込)	28 年度(見込)	29 年度(見込)
計画相談支援	実利用者数(人)	120 人	95 人	100 人

1) 計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）

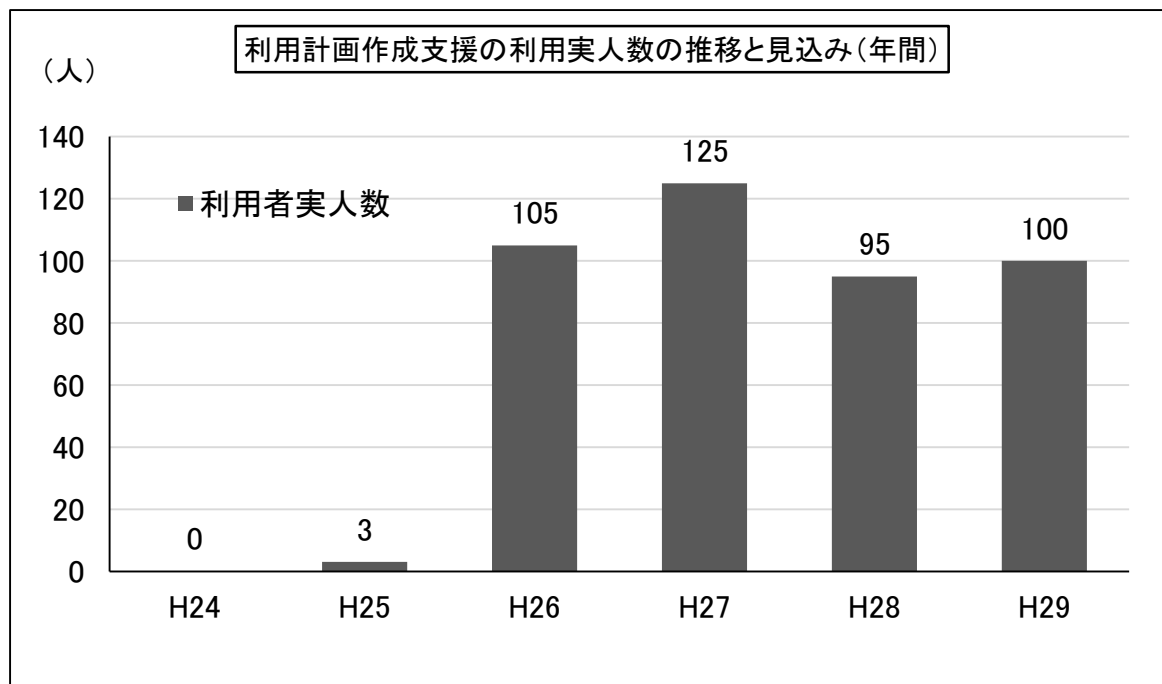
主な対象者	実施内容
障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある人	サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

2) 地域移行支援

主な対象者	実施内容
障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がいのある人	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

3) 地域定着支援

主な対象者	実施内容
居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。



【確保のための方策】

対象者の大幅な拡大にともない、相談支援の提供体制の整備が必要となったことから、平成26年4月、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を直営で開設し、町が計画相談支援を行うこととしました。今後も引き続き、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者にサービス等利用計画を作成するとともに、それを担う相談支援専門員等の研修の体制を整えます。

また、国立病院機構八雲病院は平成26年7月、「国立病院機構八雲病院相談支援事業所」を開設し、入所している障がい者の計画相談支援を行うこととしました。

今後は、民間の事業者の参入を促進し、将来的には、町長が指定する民間の指定特定相談支援事業者が基本相談支援とあわせて計画相談支援を実施する体制を目指します。

地域移行支援、地域定着支援については、実施体制の充実を図っていきます。

(5) 障がい児通所支援

1) 児童発達支援

主な対象者	実施内容
身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象	障がい児を児童発達支援センターやその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

2) 医療型児童発達支援

主な対象者	実施内容
上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に、障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

3) 放課後等デイサービス

主な対象者	実施内容
就学している障がいのある児童	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

4) 保育所等訪問支援

主な対象者	実施内容
保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【確保のための方策】

障がいのある児童への支援について、養護学校等から放課後や夏・冬休みの居場所等、身近な地域での支援体制の整備が求められています。

今後、町内の障害福祉サービス事業所を併設する共生型の事業所が、障がい児の居場所、相談支援等を担う役割を果たすことが期待され、関係機関との支援ネットワーク体制の整備を促進します。

(6) 自立支援医療

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」があり、費用の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

(7) 補装具費

補装具費は、補装具を必要とする身体に障がいのある人に、購入費や修理費の支給を行う制度で、費用の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

(8) 地域生活支援事業（市町村事業）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施		
(2)自発的活動支援事業	実施		
(3)相談支援事業	1箇所		
(4)成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人
(5)意思疎通支援事業	1人	1人	1人
(6)日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具	15件	15件	15件
② 自立生活支援用具	5件	5件	5件
③ 在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
④ 情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件
⑤ 排泄管理支援用具	300件	325件	350件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3件	3件	3件
(7)手話奉仕員養成研修事業	実施		
(8)市民後見人等育成・研修事業	実施		
(9)移動支援事業	5人	5人	5人
	52時間	52時間	52時間
(10)地域活動支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
	20人	20人	20人

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

【確保のための方策】

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業として講演会等を実施します。

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【確保のための方策】

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保のための方策】

八雲町障害者指定特定相談支援事業所を相談支援の拠点機関として位置づけ、八雲町が実施主体となり、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

【確保のための方策】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。

5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を支援します。

【確保のための方策】

公益社団法人北海道ろうあ連盟に委託するとともに、八雲町内での手話通訳者等の確保に努めます。

6) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等を支援する用具
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具
⑤排泄管理支援用具	ストーマ装具等、排泄管理を支援する用具及び衛生用品
⑥住宅改修費	居住生活動作等を円滑にする住宅改修

種 別	単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件数/年	4	6	18	15	15	15
自立生活支援用具	件数/年	3	9	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数/年	4	2	3	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数/年	2	8	8	5	5	5
排泄管理支援用具	件数/年	401	325	302	300	325	350
住宅改修費	件数/年	1	2	3	3	3	3

【確保のための方策】

障がいのある一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保のための方策】

聴覚障がい者等の意向の把握に努め、手話通訳のニーズを確認しながら、必要に応じて、手話奉仕員の養成研修の実施を検討します。

8) 市民後見人等育成・研修事業

市民後見人等としての業務を適正に担う人材を育成することを目的とします。

【確保のための方策】

障がい者の地域生活を支援するため、必要に応じて市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術等を習得できるよう研修を実施し、人材を育成します。

9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人/年	3	0	0	5	5	5
	時間/年	13	0	0	52	52	52

【確保のための方策】

現行の事業の提供体制を確保します。また、制度の柔軟な運営に努めます。

10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人/月	19	19	19	20	20	20

【確保のための方策】

既存事業所での適切な事業運営や、既存施設の新体系への移行を促進するとともに、障がい者の地域生活における様々なニーズに幅広く柔軟に対応できる体制の整備を促進します。

11) 自動車改造助成事業

障がいのある人が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車改造助成事業	人/年	0	1	0	2	2	2

【確保のための方策】

現行の提供体制を確保するとともに、需要動向を見ながら財源確保を図ります。

第4章 円滑な推進に向けた方策

4-1 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした仕組みについて、町内の障がいのある人や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がいのある人のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

4-2 低所得者に配慮した応能負担の仕組みづくり

自立支援給付の利用に当たっては、障害者自立支援法の改正により、平成24年4月1日から応能負担が原則であることが明確化されました。

利用者負担の上限は、利用者の世帯所得に応じて4区分が定められており、負担上限額よりもサービス利用額が低い場合は1割負担となります。

こうした制度について、町内の障がいのある人や家族等への十分な周知に努めます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

4-3 地域自立支援協議会等の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援等を通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

障害者自立支援法では、自立支援協議会が条文の中に位置づけられました。また平成25年4月1日の障害者総合支援法の施行により、地域の実情に合わせて名称を変更できることになりました。

「八雲町地域自立支援協議会」の運営の活性化を促進するとともに、今後も、福祉関係機関、障がい者関係団体等のほか、広く一般から委員を公募し、町民参加を推進します。

また、現場の実務者中心の「個別支援会議」等において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援等の様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

4-4 計画の進行管理・評価

本計画を着実に進行していくため、八雲町地域自立支援協議会において計画の進捗状況について評価を行います。

なお、計画の進捗状況については、評価結果を広く町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

第4期八雲町障害福祉計画 (平成27年度～29年度)

発行日 平成27年3月
発行 北海道八雲町
編集 八雲町保健福祉課、熊石総合支所住民サービス課
〒049-3117
北海道二海郡八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内
TEL 0137-64-2111 FAX 0137-63-4411